

定額減税補足調整給付金 “支給確認書” の 提出期限は令和 6 年 1 0 月 3 1 日（木）までです！

給付金の支給対象となる人には、ご本人宛に『定額減税しきれないと見込まれる方へ「定額減税補足調整給付金」のお知らせ』と明記した封筒を送付しています。

- 対象 定額減税可能額が減税前税額を上回る（減税しきれない）と見込まれる、所得税又は個人住民税所得割のいずれかに該当する納税義務者。
- 支給額 定額減税可能額が減税前税額を上回る（減税しきれない）と見込まれる、所得税分と個人住民税所得割分の合計金額で、1万円単位で切り上げて算定した額。

支給対象の方は、忘れずに期限内にお手続きをお願いします！

給付金の支給を受けるには、**支給確認書の提出が必要**です。必ず期限内に提出をお願いします。

- 提出期限 令和 6 年 1 0 月 3 1 日（木）まで【消印有効】
★提出期限を過ぎた場合は、給付金の支給はできませんのでご注意ください。
- 提出方法 送付された封筒に同封されている「定額減税補足調整給付金支給確認書」に必要事項を記入し、「本人確認書類の写し」及び「振込先金融機関口座確認書類の写し」と一緒に返信用封筒に封入し、ポストに投函してください。

給付金の支給方法は？

給付金は、支給確認書の内容を審査した後に、順次、口座振込で支給をします。

- 支給方法 指定のあった口座へ給付金を振り込みます。
- 支給時期 市の確認書受付から、支給まで1か月程度お時間をいただきます。
また、郵便事情や確認書の記入不備、添付書類不足などにより、支給時期が後ろ倒しになる場合もありますのでご了承ください。
- 支給確認 給付金の支給決定後、「定額減税補足調整給付金支給決定通知書」で、支給決定額と口座振込予定日をお知らせします。

注 意 事 項

- 調整給付金の支給対象者になった場合は、令和6年1月1日現在の住民登録地から確認書が送付されます。
- 提出期限内に確認書の提出がない場合には、本給付金の支給を辞退したものとみなしますので、ご注意ください。
- 送付された“支給確認書”を紛失してしまった場合は、担当までご連絡ください。再度、送付させていただきます。

担 当 企画財政部課税課市民税班
担当者 萩原、城本
電 話 0 4 7 6 - 9 3 - 0 4 4 3（直通）



市公式ホームページ
定額減税補足調整給付金
のお知らせURL



定額減税や給付金をかたった不審な電話、 ショートメッセージやメールにご注意ください

定額減税については、国税庁（国税局、税務署を含みます）や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。

- ・ 国税庁・税務署等をかたった定額減税に関する不審な電話やメールにより、銀行の口座情報を聞き出そうとする事例や、還付手続のためとウソを言ってATMを操作させるなどして振込みを行わせる事案の発生が確認されています。
- ・ 今回の給付金や定額減税について、内閣官房や内閣府、総務省、国税庁、国税局及び税務署、都道府県及び市区町村では、電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、ATMの操作をお願いすることは一切行っていません。
- ・ 銀行の口座情報などの入力が求められた際などは、情報を詐取されるなどのおそれがございますので、その発信元が信頼できるものであるか、十分にご注意ください。
- ・ お心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報等を伝えたりしないでください。
- ・ お心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします（e-Tax（国税電子申告・納税システム）から送信するメールには、原則としてURLを記載しておりません）。

- ・ 不審な電話やSMS、被害の相談については、**警察相談専用電話（「#9110」番）**にお電話いただくか、お近くの警察本部又は警察署にお問い合わせください。
- ・ 各種給付や定額減税に関するご質問については、それぞれお住まいの市区町村や所管する税務署にお問い合わせください。

各種給付に関するHP・お問い合わせはこちら 



定額減税に関するHP・お問い合わせはこちら 

